

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社 福島第二原子力発電所の事故による原子力損害に関する報告(概要)

原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)第19条第1項に基づき、原子力損害が生じた場合、できる限り速やかに、以下の事項を国会に報告することとされている

原子力損害の状況

原賠法に基づき政府がとった措置

東京電力福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故による原子力損害に関する報告について、平成27年6月19日に閣議決定及び国会提出

1. 原子力損害の状況

避難指示により約8.1万人¹避難
避難費用、精神的損害、営業損害、
就労不能損害、財物価値の損失等

農林水産物等の出荷制限指示等により、
農林水産業等に大きな影響が発生
営業損害、就労不能損害等

避難指示区域外でも、避難指示等に基づ
かない**自主的避難**が発生
精神的損害等

いわゆる風評被害により、農林水産業、
食品産業、観光業、製造業、サービス業
等に大きな影響が発生
営業損害、就労不能損害等

放射性物質の拡散により環境が汚染
除染費用等 等

2. 原賠法に基づき政府がとった措置

原子力損害賠償紛争審査会を設置し、原子力損害の範囲の判定等
に関する**指針を策定**

原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介を実施

〔13,410件の申立てを処理し、うち11,158件(83%)で和解が成立
東京電力は「新・総合特別事業計画」にADRセンターの和解案の尊重を明記〕

原子力損害賠償補償契約に基づき東京電力に**補償金を支払い**

〔東京電力福島第一原子力発電所：1,200億円
東京電力福島第二原子力発電所：689億円〕

政府の援助の枠組みとして**原子力損害賠償支援機構²を設立**

〔同機構は、政府から9兆円の国債の交付を受け、損害賠償のための資金として、
東京電力に対し、これまでに4兆8,692億円を交付〕

3. 賠償の進捗状況と関連措置

東京電力は補償相談室(約1万人)を整備し**4兆9,640億円を賠償**

国による仮払の実施や時効の特例に係る法律を制定

1 平成25年8月8日時点。

2 平成26年8月18日に原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組。

(注) 実績等の数字は、特記がないものは平成27年5月29日時点。金額は億円単位で表記。